

京都大学監査室要項

(平成25年3月27日総長裁定)

- 第1 国立大学法人京都大学に、監査室を置く。
- 第2 監査室は、総長の下に、国立大学法人京都大学内部監査規程（平成17年6月14日総長裁定）に基づく監査を行う。
- 第3 監査室に室長、副室長及び室員を置く。
 - 2 室長は、法務・コンプライアンス担当の副学長をもって充てる。
 - 3 室長は、監査室の室務を総括する。
 - 4 副室長は、総務部法務・コンプライアンス課長をもって充てる。
 - 5 副室長は、室長の職務を助け、監査室の室務を整理する。
 - 6 室員は、総務部法務・コンプライアンス課の職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。
 - 7 前項に定めるもののほか、第2に定める業務を行うに際し室長が必要と認めるときは、事務本部の職員のうちから室員を委嘱することができる。
 - 8 室員は、室長の命を受け、監査室の室務に従事する。
- 第4 この要項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。